

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和5年度 第13回定例  
10月6日（金）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年10月6日に教育委員会第13回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年10月6日（金） 開会 13時30分  
閉会 14時00分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘  
委 員 藤 井 明  
委 員 伊 東 幸 宏  
委 員 小野澤 宏 時  
委 員 後 藤 康 雄  
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長  
塩 崎 克 幸 教育監  
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）  
吉 良 光 陽 理事（新図書館担当）  
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）  
井 出 好 彦 教育総務課長  
秋 野 薫 教育政策課長  
大 澤 篤 教育DX推進課長  
上 原 啓 克 財務課長  
内 山 成 一 教育厚生課長  
山 川 和 成 教育施設課長  
戸 塚 康 史 義務教育課長  
中 山 雄 二 高校教育課長  
高 橋 和 彦 特別支援教育課長  
夏 目 伸 二 健康体育課長  
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長  
金 嶋 克 年 新図書館整備課長  
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長  
大 根 富 木 静岡西教育事務所長  
杉 山 禎 総合教育センター所長  
柴 雅 房 中央図書館長  
井 島 秀 樹 高校教育課指導監

#### 4 その他

(1) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、天城委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
報告事項1は公表前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは報告事項1は非公開とする。

**<非>報告事項1 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）**

- 教 育 長： 報告事項1「文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）」について戸塚義務教育課長、井島高校教育課指導監、高橋特別支援教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項について説明>
- 高校教育課指導監： <報告事項について説明>
- 特別支援教育課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： この結果について、政令市は含まれているか。
- 義務教育課長： 含まれる。
- 藤 井 委 員： 調査対象は、県内全ての公立学校ということか。
- 義務教育課長： そのとおりである。
- 藤 井 委 員： 調査の対象にならなかった学校はないということで良いか。
- 義務教育課長： 調査の対象から外すということはしていない。全校を対象として行っている。
- 藤 井 委 員： 私立はどうなっているのか。
- 義務教育課長： 私立も当然対象になっているが、私たちの所管である公立についてまとめた。
- 藤 井 委 員： 私立の調査結果は公表されないのか。
- 義務教育課長： 全国では私立もまとめて公表されるが、本県において、私立だけでは公表していない。
- 藤 井 委 員： 文部科学省が発表した結果には私立が含まれる一方で静岡県が発表する調査結果は公立だけということであるが、なぜそのように中途半端なのか。
- 教 育 長： それは縦割りだからだと思う。一番上の概要のところ、国公立小中高等学校と書かれている。つまり、静岡大学付属や私立も対象になっている。ただし、我々県教育委員会が所掌しているのは公立の学校なので、そのデータが送られてくる。おそらく、私立のデータは知事部局に行っているのではないか。
- 義務教育課長： データは知事部局に行っているが発表はしていない。
- 教 育 長： 文部科学省は全国から全部のデータが来るので、全てとりまとめて公表しているということだと思う。
- 藤 井 委 員： 実情は理解した。県内の学校の実態を把握するという点において、私

立もデータを併せて知りたいと思った。

教 育 長： 知事部局に今のような意見があったということを伝えたいと思う。

後 藤 委 員： 全国と比較して静岡県がどうなのかというデータはないのか。

教 育 長： 出すことはできると思うが、今回の資料には出してない。

義務教育課長： 難しいところがあって、例えば、いじめの認知の徹底という点では、ある県はいじめが多いが、それは認知をしっかりとっているからであり、いじめの多い県は例年変わらない。したがって、各県並べても比較が難しい。

後 藤 委 員： 同じ基準で比較することができないということは理解できる。

教 育 長： 新聞に東海地方の幾つかの県を並べた表が付いた記事があったと思う。

義務教育課長： 不登校であれば基準は同じなので、それは比較できると思う。

後 藤 委 員： いずれにしても、不登校のデータで、全国で約 30 万人となっていて、非常に増大している。全国の対策もあるし、静岡の対策もあると思う。簡単な問題ではなく、いろいろな問題が絡み合っていると思うが、少なくとも増やさないように手を打っていかなくては、とんでもないことになってしまうと心配している。

教 育 長： 不登校に関しては 6 月県議会でも、皆様御関心をもって質問頂いた。それを踏まえて、公の機関と民間の不登校支援団体とのネットワークを進めることをこの夏おこなった。また、DXの関係は、ICTを活用し不登校になった子たちに対して、一つ何かをやれば解消するという問題ではないので、総合的な取組を考えている。今日はその議題ではないので、不登校対策の状況についてはまた機会を改めて報告したい。

また、関連することでコメントしておきたい。先日、天城委員にも御出席いただいたが、定時制・通信制生徒の生活体験発表会があった。15 人だったと思うが、生徒たちが自分の経験を踏まえた話をしてくれた。それを聞いていると、少なからずの数が中学校の頃不登校で、定時制に進んで、もちろん一筋縄ではいかないが、そこに居場所を見つけたということであった。自己効力感を感じて学びが続いているという話をしてくれて、我々参加者が一様に胸を打たれた。その一方で、なかなか適応が難しい子もいる。定時制という学びの場が、はまる子もいれば、はまらない子もいて、定時制において上手い取組がないのかと思った。

高校教育課指導監： 定時制においては、中学校のときに不登校であった生徒、単位制の定時制 3 校においては、転編入してくる生徒が多い状況。そのような状況の中で、居場所カフェという取組をおこなっている。不登校になってしまった生徒に対しては支援が十分ではないが、学校に来ることができる生徒には、継続して学校に来ることができるようにする指導の一環として、単位制の定時制 3 校において、食べ物を出したり、ゆったりとした雰囲気の中で、なおかつ先生が統制するのではなく、NPOの方等が居場所をつくって、それをキャリアにつなげて行くなどの取組をおこなっている。まずは、学校に来て居場所があり、ここにいて安心して学んでほしいというようなことを伝えるようなプログラムをやっている。

教 育 長： いろいろな背景があると思うので、いろいろなセーフティネットをかけて、何とか学びの場でその人が望む形で学べるとよいと思っていた。私も居場所カフェに1回足を運んだことがある。そこで初めて会った子が、「私癌なんだ」といきなり言い出して、「それでも今バイトをやりながら勉強しているんだよね」という話をしてくれた。自分の病気を通して、どんな形で自分が社会と結びついているかということをよく考えていて、それを居場所カフェなどで表出することで学校とのつながりを強めているんだと感じることができた。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

教 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和5年度第13回教育委員会定例会を閉会とする。